

◎新潟県告示第373号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法又はエライザ法
-

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) ツベルクリン皮内反応法
-

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県にて検査を受けていない6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応
-

1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

放牧予定牛及び放牧牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 血液検査
-

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24か月齢以上で死亡した牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- (2) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬
- (3) 乗馬クラブ等に飼育されている乗用馬
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める馬

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 寒天ゲル内沈降反応法
-

1 実施の目的

豚コレラの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による種畜検査が実施される豚
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
-

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

- 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 県外導入豚（繁殖豚又は繁殖候補豚）
(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏用ひな
 - 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 急速凝集反応法
-

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外転飼蜂群
 - 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
(1) 肉眼的検査
(2) 脱脂乳による試験
(3) 細菌学的検査
-

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内定飼蜂群
- 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
(1) 肉眼的検査
(2) 脱脂乳による試験

(3) 細菌学的検査

- 1 実施の目的
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため
 - 2 実施する区域
家畜保健衛生所長が指定する区域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛
 - 4 実施の期日
平成25年6月1日から平成25年11月30日までの間
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

- 1 実施の目的
豚の流行性脳炎の発生を予察するため
 - 2 実施する区域
家畜保健衛生所長が指定する区域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 赤血球凝集抑制反応法
-

- 1 実施の目的
家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める農場
- 4 実施の期日
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
 - (3) その他必要な検査